



平成 30 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ツナグ・ソリューションズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 米 田 光 宏
(コード番号：6551 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 コーポレート 片 岡 伸 一 郎
統 括 本 部 長
(TEL. 03-3501-0279)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更及び定款の一部変更について平成 30 年 12 月 25 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

平成 30 年 9 月 18 日付「会社分割による持株会社体制への移行及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は経営戦略機能の強化、事業推進の効率化及びグループ全体におけるガバナンス体制の強化を目的として持株会社体制へ移行する予定であります。それに伴い商号変更を行うものであります。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社ツナググループ・ホールディングス（英文：TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.）

(3) 変更予定日

本商号変更を含む「定款の一部変更の件」が平成 30 年 12 月 25 日開催予定の定時株主総会で承認され、かつ、会社分割の効力が効力発生日（平成 31 年 4 月 1 日予定）に発生することを条件として同日に効力が生じるものとします。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

持株会社体制への移行に伴い当社の商号（現行定款第 1 条）及び目的（現行定款第 2 条）を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ツナグ・ソリューションズと称し、英文では、TSUNAGU SOLUTIONS Inc. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 採用代行業（媒体発注や応募受付など採用活動全体または部分的な業務代行）</p> <p>(2) 人事活動全般における各種コンサルティング業（最適な採用手法の設計や制度開発等）</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(3) 人事総務業務におけるコンサルティング（請求書集約など業務効率化等）</u></p> <p><u>(4) アセスメント・サーベイ業務（定着率調査等）</u></p> <p><現行第6号および第9号を統合し移設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><現行第14号から移設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(5) 人材開発・研修業務（店長に向けたアルバイト活用法研修等）</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ツナググループ・ホールディングスと称し、英文では、TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国法人を含む。）その他の法人等の株式または持分を取得・保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1) 採用代行業（媒体発注や応募受付など採用活動全体または部分的な業務代行）</p> <p>(2) 人事活動全般における各種コンサルティング業（<u>人材の定着改善、アセスメント・サーベイ業務、最適な採用手法の設計や制度開発等</u>）</p> <p><u>(3) インターネットを利用した求人・求職サイトの運営</u></p> <p style="text-align: center;"><変更案第2号に統合></p> <p style="text-align: center;"><変更案第2号に統合></p> <p><u>(4) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業</u></p> <p><u>(5) 人材の育成、能力開発、技能向上に関する教育業務および職業適性能力の診断</u></p> <p><u>(6) 人事、労務、総務、経理等の事務の受託</u></p> <p><u>(7) 働き方に関する情報収集、調査研究</u></p> <p><u>(8) 書籍・出版物の企画および出版ならびに販売</u></p> <p style="text-align: center;"><変更案第5号および第11号に統合></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(6) 人材斡旋ならびに紹介予定派遣事業</u></p> <p><u>(7) 広告代理店事業</u></p> <p><u>(8) 飲食店の経営</u></p> <p><u>(9) 労働者派遣事業</u></p> <p>(10) イベント、キャンペーン及び展示会の企画、運営及びそれらのコンサルティング業</p> <p><u>(11) マーケティングリサーチサービス及びそれに関する情報提供サービス並びにそれらのコンサルティング業</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(12) 各種システム、ソフトウェアおよびインターネットホームページの企画、開発、設計、販売、使用許諾、保守、管理、およびこれらの仲介業</p> <p>(13) 電話その他の通信手段を用いたコンタクトセンターの運営</p> <p><u>(14) 働き方に関する情報収集、調査研究</u></p> <p><u>(15) 働き方に関する出版、ウェブ配信ならびに講演の企画、立案および実施</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(16) 前各号に附帯関連する一切の事業および業務</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p><u>(9) 広告代理その他広告に関する業務</u></p> <p style="text-align: center;"><変更案第4号に統合></p> <p style="text-align: center;"><変更案第9号に統合></p> <p style="text-align: center;"><変更案第17号に統合></p> <p style="text-align: center;"><変更案第4号に移設></p> <p>(10) イベント、キャンペーンおよび展示会の企画、運営</p> <p style="text-align: center;"><変更案第19号に統合></p> <p><u>(11) セミナー、講習会、研修等の企画、運営ならびに講師の紹介および派遣</u></p> <p>(12) 各種システム、ソフトウェアおよびインターネットホームページの企画、開発、設計、販売、使用許諾、保守、管理およびこれらの仲介業</p> <p>(13) 電話その他の通信手段を用いたコンタクトセンターの運営</p> <p style="text-align: center;"><変更案第7号に移設></p> <p style="text-align: center;"><変更案第8号および第19号に統合></p> <p><u>(14) 国内および海外における文化・教育・就職支援の企画あっせん事業</u></p> <p><u>(15) 企業の海外進出に関する支援</u></p> <p><u>(16) 翻訳業および通訳業</u></p> <p><u>(17) 小売店（酒類・たばこの販売を含む）、飲食店等の企画、運営、管理および経営</u></p> <p><u>(18) 請負業務全般</u></p> <p><u>(19) 各種情報の収集、分析、処理および提供ならびにマーケティング</u></p> <p><u>(20) 前各号に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>(21) 前各号に附帯または関連する一切の事業および業務</u></p> <p>2 <u>当社は、前項各号およびこれらに附帯または関連する一切の事業および業務を営むことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第3条～第48条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第3条～第48条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 第1条（商号）および第2条（目的）の変更は、当会社を分割会社とし、株式会社ツナグ・ソリューションズ分割準備会社（「株式会社ツナグ・ソリューションズ」に商号変更予定。）を承継会社とする平成30年12月締結の吸収分割契約書に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u></p> <p>2 <u>本附則は、前条に定める吸収分割の効力発生日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会

平成30年12月25日（予定）

定款変更の効力発生日

平成31年4月1日（予定）

以 上